令和元年９月２７日（金）開催
令和元年度第１回　旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料２

旭川市の国民健康保険について

令和元年９月
旭川市福祉保険部
国民健康保険課

旭川市の状況

H29まで

（都道府県単位化前）

○ 医療費水準が高く，所得水準が低いため，保険料負担が高い。
○ 保険料負担を軽減するため，市独自（法定外）に一般会計から多額の財源を繰入れ
　H27：16億円　H28：16.2億円　H29：16.2億円

H30から

（都道府県単位化後）

北海道では・・令和6年度を目途に全道の保険料水準の統一を目指す

○ 北海道では医療費や被保険者数を推計し，「道内のどこに住んでも同一所得であれば保険料が同じ」となるよう，市町村毎の納付金，標準保険料率を算出。
○ 市町村は納付金を集められるように道が示す標準保険料率を参考に保険料率を決定

道内の年間保険料モデル世帯（65歳以上，年金収入166万円，7割軽減）比較【道資料】

	H29		H30	
最も高い	浜中町／30，600円	差2．7倍	由仁町／26，400円	差2．4倍
最も低い	赤平市／11，200円		赤平市／11，100円	
	旭川市／ 16，600円		旭川市（激変緩和なし）19，100円 → 18，600円 ※増加率が高いため激変緩和措置を講じた	

旭川市は・・

○ 都道府県単位化により所得水準の低い市町村は所得水準の高い市町村に支えられる仕組みが生まれ，これまでの市独自（法定外）の保険料負担軽減分の一般会計繰入の必要性が縮小された。

課題

○ 保険料水準統一に向けて，市独自の激変緩和や保険料負担軽減の一般会計繰入を令和6年度までに解消することが，平成30年度に道が策定した国民健康保険運営方針の中で示された。
○ 道が示す本市の標準保険料率では低所得世帯の保険料が増加する。

毎年度における課題の対応について諮問

旭川市国民健康保険運営協議会 → 答申 → 保険料率の算定方法や保健事業等について新年度予算に反映

平成30年度以降の国民健康保険料の考え方

資料2

北海道は平成36年度を目途に保険料水準の統一を目指していることから，決算補填等目的の法定外繰入を段階的に解消していく必要がある。

保険料水準統一に向けた保険料の考え方

●平成30年度以降の賦課割合は所得割：均等割：平等割＝41：41：18
●決算補填等目的の法定外繰入の解消により，保険料が大幅に上昇する対象者に激変緩和措置を講じる。
・平成30年度は，基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳～64歳の被保険者１人につき保険料を3千円減免。毎年度5百円ずつ縮減。
・平成30年度から平成35年度まで，7割軽減・5割軽減該当世帯に属する被保険者１人につき保険料を5百円減免。
・18歳未満減免の減免割合を，平成30年度は3割減免とし，２年ごとに1割ずつ縮減。
・市独自の低所得世帯に対する軽減を，平成30年度は2割軽減から1割軽減に縮減。

所得区分	給与所得
加入人数	３人
うち18歳未満	１人
うち介護あり	２人

平成29年度保険料（50：32：18）			
所得200万円以下世帯減免			0円
7割・5割軽減世帯減免			0円
18歳未満減免			5割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	9.75%	2.62%	2.35%
均等割	23,020円	6,370円	6,380円
平等割	20,610円	5,700円	4,200円
賦課限度額	530,000円	180,000円	140,000円

平成30年度保険料（41：41：18）			
所得200万円以下世帯減免			3,000円
7割・5割軽減世帯減免			500円
18歳未満減免			3割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.68%	2.63%	2.18%
均等割	28,210円	9,700円	9,680円
平等割	19,450円	6,690円	4,910円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

令和元年度保険料			
所得200万円以下世帯減免			2,500円
7割・5割軽減世帯減免			500円
18歳未満減免			3割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	7.96%	2.58%	2.21%
均等割	29,230円	9,440円	9,570円
平等割	20,040円	6,470円	4,810円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

令和2年度保険料			
所得200万円以下世帯減免			2,000円
7割・5割軽減世帯減免			500円
18歳未満減免			2割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.13%	2.58%	2.21%
均等割	29,970円	9,440円	9,570円
平等割	20,340円	6,470円	4,810円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

収入金額（円）	所得金額（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）
980,000	330,000	7割	39,400	11.9	—	—	7割	41,710	12.6	105.9	2,310	7割	43,400	13.2	104.1	1,690	7割	45,180	13.7	104.1	1,780
1,050,000	400,000	5割	75,990	19.0	—	—	5割	83,270	20.8	109.6	7,280	5割	85,610	21.4	102.8	2,340	5割	87,990	22.0	102.8	2,380
1,250,000	600,000	5割	105,430	17.6	—	—	5割	108,250	18.0	102.7	2,820	5割	111,110	18.5	102.6	2,860	5割	113,830	19.0	102.4	2,720
1,450,000	800,000	5割	134,870	16.9	—	—	5割	133,230	16.7	98.8	−1,640	5割	136,610	17.1	102.5	3,380	5割	139,670	17.5	102.2	3,060
1,668,000	1,000,000	5割	164,310	16.4	—	—	5割	158,210	15.8	96.3	−6,100	5割	162,110	16.2	102.5	3,900	5割	165,510	16.6	102.1	3,400
1,972,000	1,200,000	2割	224,340	18.7	—	—	2割	230,130	19.2	102.6	5,790	2割	235,170	19.6	102.2	5,040	2割	243,530	20.3	103.6	8,360
2,260,000	1,400,000	2割	253,780	18.1	—	—	2割	255,110	18.2	100.5	1,330	2割	260,670	18.6	102.2	5,560	2割	269,370	19.2	103.3	8,700
2,544,000	1,600,000	2割	283,220	17.7	—	—	2割	280,090	17.5	98.9	−3,130	2割	286,170	17.9	102.2	6,080	2割	295,210	18.5	103.2	9,040
2,832,000	1,800,000	2割	312,660	17.4	—	—	2割	305,070	16.9	97.6	−7,590	2割	311,670	17.3	102.2	6,600	2割	321,050	17.8	103.0	9,380
3,116,000	2,000,000		362,550	18.1	—	—		355,330	17.8	98.0	−7,220		362,770	18.1	102.1	7,440		372,850	18.6	102.8	10,080
3,676,000	2,400,000		421,430	17.6	—	—		411,290	17.1	97.6	−10,140		418,770	17.4	101.8	7,480		428,530	17.9	102.3	9,760
4,176,000	2,800,000		480,310	17.2	—	—		461,250	16.5	96.0	−19,060		469,770	16.8	101.8	8,520		480,210	17.2	102.2	10,440
4,676,000	3,200,000		539,190	16.8	—	—		511,210	16.0	94.8	−27,980		520,770	16.3	101.9	9,560		531,890	16.6	102.1	11,120
5,176,000	3,600,000		598,070	16.6	—	—		561,170	15.6	93.8	−36,900		571,770	15.9	101.9	10,600		583,570	16.2	102.1	11,800
5,676,000	4,000,000		656,950	16.4	—	—		611,130	15.3	93.0	−45,820		622,770	15.6	101.9	11,640		635,250	15.9	102.0	12,480
6,176,000	4,400,000		715,830	16.3	—	—		661,090	15.0	92.4	−54,740		673,770	15.3	101.9	12,680		686,930	15.6	102.0	13,160
6,667,000	4,800,000		774,710	16.1	—	—		711,050	14.8	91.8	−63,660		724,770	15.1	101.9	13,720		738,610	15.4	101.9	13,840
7,112,000	5,200,000		810,610	15.6	—	—		761,010	14.6	93.9	−49,600		775,770	14.9	101.9	14,760		790,290	15.2	101.9	14,520
7,556,000	5,600,000		829,690	14.8	—	—		810,970	14.5	97.7	−18,720		826,770	14.8	101.9	15,800		841,970	15.0	101.8	15,200
8,000,000	6,000,000		840,170	14.0	—	—		860,930	14.3	102.5	20,760		877,770	14.6	102.0	16,840		893,650	14.9	101.8	15,880
8,445,000	6,400,000		850,000	13.3	—	—		886,590	13.9	104.3	36,590		926,640	14.5	104.5	40,050		927,590	14.5	100.1	950
8,889,000	6,800,000		850,000	12.5	—	—		890,000	13.1	104.7	40,000		930,000	13.7	104.5	40,000		930,000	13.7	100.0	0
9,333,000	7,200,000		850,000	11.8	—	—		890,000	12.4	104.7	40,000		930,000	12.9	104.5	40,000		930,000	12.9	100.0	0
9,778,000	7,600,000		850,000	11.2	—	—		890,000	11.7	104.7	40,000		930,000	12.2	104.5	40,000		930,000	12.2	100.0	0

※基金繰入金1億円あり

平成30年度以降の国民健康保険料の考え方

北海道は平成36年度を目途に保険料水準の統一を目指していることから，決算補填等目的の法定外繰入を段階的に解消していく必要がある。

保険料水準統一に向けた保険料の考え方

●平成30年度以降の賦課割合は所得割：均等割：平等割＝41：41：18
●決算補填等目的の法定外繰入の解消により，保険料が大幅に上昇する対象者に激変緩和措置を講じる。
・平成30年度は，基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳～64歳の被保険者１人につき保険料を３千円減免。毎年度５百円ずつ縮減。
・平成30年度から平成35年度まで，７割軽減・５割軽減該当世帯に属する被保険者１人につき保険料を５百円減免。
・18歳未満減免の減免割合を，平成30年度は3割減免とし，２年ごとに1割ずつ縮減。
・市独自の低所得世帯に対する軽減を，平成30年度は2割軽減から1割軽減に縮減。

令和3年度保険料			
所得200万円以下世帯減免			1,500円
7割・5割軽減世帯減免			500円
18歳未満減免			2割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.13%	2.58%	2.21%
均等割	29,970円	9,440円	9,570円
平等割	20,340円	6,470円	4,810円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

令和4年度保険料			
所得200万円以下世帯減免			1,000円
7割・5割軽減世帯減免			500円
18歳未満減免			1割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.13%	2.58%	2.21%
均等割	29,970円	9,440円	9,570円
平等割	20,340円	6,470円	4,810円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

令和5年度保険料			
所得200万円以下世帯減免			500円
7割・5割軽減世帯減免			500円
18歳未満減免			1割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.13%	2.58%	2.21%
均等割	29,970円	9,440円	9,570円
平等割	20,340円	6,470円	4,810円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

令和6年度保険料			
所得200万円以下世帯減免			0円
7割・5割軽減世帯減免			0円
18歳未満減免			0割
	医療分	支援金分	介護分
所得割	8.13%	2.58%	2.21%
均等割	29,970円	9,440円	9,570円
平等割	20,340円	6,470円	4,810円
賦課限度額	580,000円	190,000円	160,000円

所得区分	給与所得
加入人数	３人
うち18歳未満	１人
うち介護あり	２人

収入金額（円）	所得金額（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）	軽減割合	保険料（円）	負担率（%）	対前年度（%）	対前年度（円）	対H29年度（円）
980,000	330,000	7割	46,180	14.0	102.2	1,000	7割	47,180	14.3	102.2	1,000	7割	48,180	14.6	102.1	1,000	7割	50,680	15.4	105.2	2,500	11,280
1,050,000	400,000	5割	88,990	22.2	101.1	1,000	5割	89,990	22.5	101.1	1,000	5割	90,990	22.7	101.1	1,000	5割	93,490	23.4	102.7	2,500	17,500
1,250,000	600,000	5割	114,830	19.1	100.9	1,000	5割	115,830	19.3	100.9	1,000	5割	116,830	19.5	100.9	1,000	5割	119,330	19.9	102.1	2,500	13,900
1,450,000	800,000	5割	140,670	17.6	100.7	1,000	5割	141,670	17.7	100.7	1,000	5割	142,670	17.8	100.7	1,000	5割	145,170	18.1	101.8	2,500	10,300
1,668,000	1,000,000	5割	166,510	16.7	100.6	1,000	5割	167,510	16.8	100.6	1,000	5割	168,510	16.9	100.6	1,000	5割	171,010	17.1	101.5	2,500	6,700
1,972,000	1,200,000	2割	244,530	20.4	100.4	1,000	2割	245,530	20.5	100.4	1,000	2割	246,530	20.5	100.4	1,000	2割	247,530	20.6	100.4	1,000	23,190
2,260,000	1,400,000	2割	270,370	19.3	100.4	1,000	2割	271,370	19.4	100.4	1,000	2割	272,370	19.5	100.4	1,000	2割	273,370	19.5	100.4	1,000	19,590
2,544,000	1,600,000	2割	296,210	18.5	100.3	1,000	2割	297,210	18.6	100.3	1,000	2割	298,210	18.6	100.3	1,000	2割	299,210	18.7	100.3	1,000	15,990
2,832,000	1,800,000	2割	322,050	17.9	100.3	1,000	2割	323,050	17.9	100.3	1,000	2割	324,050	18.0	100.3	1,000	2割	325,050	18.1	100.3	1,000	12,390
3,116,000	2,000,000		373,850	18.7	100.3	1,000		378,790	18.9	101.3	4,940		379,790	19.0	100.3	1,000		384,740	19.2	101.3	4,950	22,190
3,676,000	2,400,000		428,530	17.9	100.0	0		432,470	18.0	100.9	3,940		432,470	18.0	100.0	0		436,420	18.2	100.9	3,950	14,990
4,176,000	2,800,000		480,210	17.2	100.0	0		484,150	17.3	100.8	3,940		484,150	17.3	100.0	0		488,100	17.4	100.8	3,950	7,790
4,676,000	3,200,000		531,890	16.6	100.0	0		535,830	16.7	100.7	3,940		535,830	16.7	100.0	0		539,780	16.9	100.7	3,950	590
5,176,000	3,600,000		583,570	16.2	100.0	0		587,510	16.3	100.7	3,940		587,510	16.3	100.0	0		591,460	16.4	100.7	3,950	−6,610
5,676,000	4,000,000		635,250	15.9	100.0	0		639,190	16.0	100.6	3,940		639,190	16.0	100.0	0		643,140	16.1	100.6	3,950	−13,810
6,176,000	4,400,000		686,930	15.6	100.0	0		690,870	15.7	100.6	3,940		690,870	15.7	100.0	0		694,820	15.8	100.6	3,950	−21,010
6,667,000	4,800,000		738,610	15.4	100.0	0		742,550	15.5	100.5	3,940		742,550	15.5	100.0	0		746,500	15.6	100.5	3,950	−28,210
7,112,000	5,200,000		790,290	15.2	100.0	0		794,230	15.3	100.5	3,940		794,230	15.3	100.0	0		798,180	15.3	100.5	3,950	−12,430
7,556,000	5,600,000		841,970	15.0	100.0	0		845,910	15.1	100.5	3,940		845,910	15.1	100.0	0		849,860	15.2	100.5	3,950	20,170
8,000,000	6,000,000		893,650	14.9	100.0	0		897,590	15.0	100.4	3,940		897,590	15.0	100.0	0		901,540	15.0	100.4	3,950	61,370
8,445,000	6,400,000		927,590	14.5	100.0	0		928,090	14.5	100.1	500		928,090	14.5	100.0	0		928,090	14.5	100.0	0	78,090
8,889,000	6,800,000		930,000	13.7	100.0	0		930,000	13.7	100.0	0		930,000	13.7	100.0	0		930,000	13.7	100.0	0	80,000
9,333,000	7,200,000		930,000	12.9	100.0	0		930,000	12.9	100.0	0		930,000	12.9	100.0	0		930,000	12.9	100.0	0	80,000
9,778,000	7,600,000		930,000	12.2	100.0	0		930,000	12.2	100.0	0		930,000	12.2	100.0	0		930,000	12.2	100.0	0	80,000

今後のスケジュール

１１月	道から納付金及び標準保険料率仮算定通知
１１月下旬	**国民健康保険運営協議会へ諮問**
１月中旬～下旬	道から納付金及び標準保険料率（一般被保険者分）の通知
１月下旬	**国民健康保険運営協議会から答申**
１月下旬	令和２年度国民健康保険事業特別会計予算案の決定
２月上旬	標準保険料率で算出される退職被保険者分保険料を国保連合会へ提出
２月中旬	道から令和２年度納付金及び標準保険料率（確定）の通知
３月	令和２年第１回定例会で予算案及び条例改正案を審議
６月１日頃	令和２年度の保険料率告示
６月中旬	令和２年度国民健康保険料の当初納入通知書発送

平成３０年４月から　新たな国保制度が始まります

道民みんなで国保を支えます

- ○ 道民の1/4が加入する国保。国民皆保険を支えるため、みんなで守っていきましょう。
- ○ 平成30年４月から、市町村に加え、道も国保の運営に関わります。
- ○ 全道で同じ水準の保険料（保険料の平準化）をめざします。

【北海道国保の課題】

- ○ 加入者に高齢者が多く、医療費水準が高い。
- ○ 一人当たりの医療費が年々増加、平成37年には現在の約1．16倍に。
- ○ 所得の低い加入者（非正規労働者、年金受給者）が多く、負担が重い。

国保一人当たりの医療費　（単位：円）

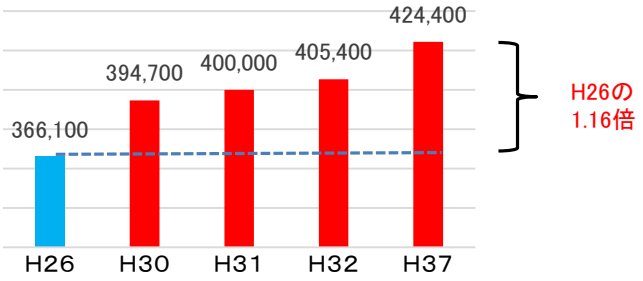

※　H26は実績、H30以降は推計。

国保加入者世帯の職業（H27　北海道）

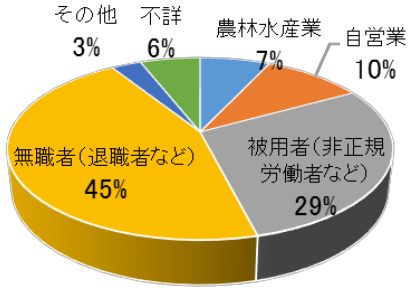

【市町村と道の新たな役割分担】

市町村の役割

これまでどおり、身近な窓口として、
- ●保険料の決定・徴収
- ●資格管理（保険証の発行など）
- ●医療給付の決定・支給
- ●きめ細かい保健事業

などを行う。

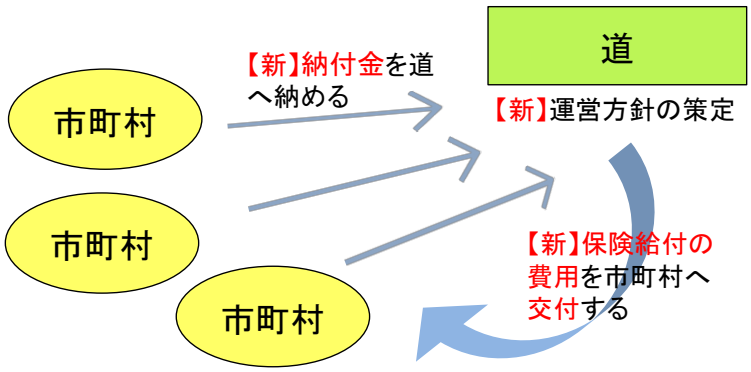

道の役割

新たに国保の運営に加わり、安定的な財政運営の中心となり、
- 【新】市町村ごとの標準保険料率を算定・公表
- 【新】事務の効率化・標準化・広域化の推進

などを行う。

【新たな国保制度の目的】

- ○ 市町村で大きな差がある保険料を平準化し、全道で公平な負担に近づけていく。
- ○ 市町村が抱える医療費増加リスクを、全道で分散させていく。

保険料平準化のイメージ

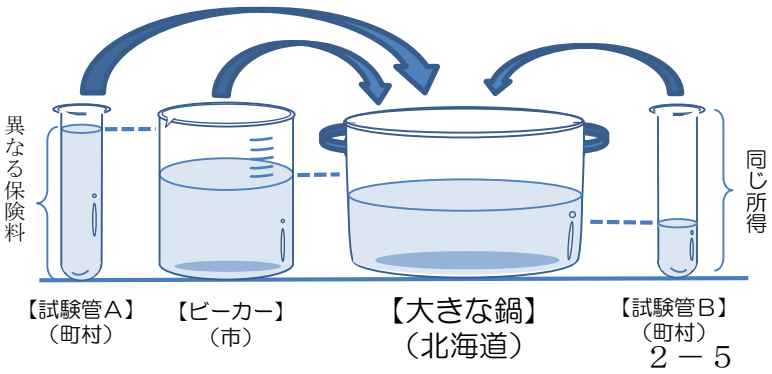

現在	・容器の高さ（所得）が同じでも、水位（保険料率）が大きく異なる。 ・容器が小さい（ビーカー・試験管＝市町村の規模）ので、水が少しでも増えると、水位（保険料率）が急激に上昇する。

＜保険料平準化＞　＜リスクの分散＞

H30～	・大きな鍋（北海道）に移すと、水位は同じ（同じ所得なら保険料は同じ水準）。 ・容器が大きい（大きな鍋＝北海道）ので、水が多少増えても、水位（保険料率）がわずかしか上昇しない。

「北海道国民健康保険運営方針」

＜統一的方針＞

市町村 ⇔ 連携協力 ⇔ 北海道

新しい制度における、国保運営の統一的な方針です。

【主な内容】

- ○市町村が道に納める納付金の算定方法
- ○保険料が急激に上昇しないための激変緩和措置の方法
- ○医療費適正化の取組
- ○事務の広域的・効率的な運営の推進

社会情勢や取組の状況を踏まえて3年ごとに見直します。
（必要があれば、随時見直しを行います。）

新しい国保制度に関する疑問にお答えします！

なぜ、国保制度の見直しが必要なの？

○国保は医療保険ですので、市町村のような小さい単位で運営するには限界がある上に、少子高齢化や人口減少により、地域によっては今後加入者が減り続けていくおそれもあります。
○また、他の医療保険と違い、市町村ごとに保険料が大きく異なっているため、北海道全体としては、公平な加入者負担とはなっていません。
○そのため、運営の単位を全道に拡大し、国民皆保険の要である国保の基盤を固め、安定した制度として次の世代に引き継げるように見直します。

国保は保険料だけで支えられているの？

○国保の基本的なしくみでは、公費（税金）とみなさんが納める保険料とで半分ずつ負担することとなっています。国は、新たな制度において、国保に対する公費負担を拡充することとしています。
○実際には、公費のほかに、65～74歳までの加入者にかかる医療費に対して他の医療保険から受ける支援金など、様々な費用でまかなわれており、実質的な保険料の負担は全体の約１／４です。

北海道が国保運営に加わることで何が変わるの？

○市町村が保険料を集めて、医療機関に医療費を支払うという制度はそのままです。
○保険料を医療費の割り勘と考えると、各市町村の中で割り勘していたものを北海道全体で割り勘することになり、市町村ごとに異なっていた保険料が全道で同じ水準に近づいていきます（平準化）。
○そのため、今まで個別の市町村で抱えていた問題も全道の市町村で解決していく、つまりは、全道で支え合うことになるので、国保制度が安定していきます。

北海道が国保運営に加わると、保険料は安くなるの？

○道は、標準的な保険料を市町村に示し、市町村が実際の保険料を決定します。
○これまでは、医療費や所得の状況が異なる中で、市町村が保険料を決めていたので、現在の保険料は市町村ごとに大きく異なっています。
○新たな制度では、全道で割り勘することになり、保険料が全道で同じ水準に近づいていきますが（平準化）、市町村によっては現在と比べて、保険料が上がったり、下がったりします。
○ただし、新たな制度になって急激に保険料が上がる市町村がないように、全道で支え合いながら激変緩和措置を行います。

道内の保険料は統一されるの？

○新たな制度になっても、当初は、医療費や所得水準、解消すべき赤字額の違いなどにより、市町村ごとに保険料が異なります。
○ただし、上記のとおり保険料が全道で同じ水準に近づいていくので、将来的には保険料水準が統一されることとなります。

各種給付の申請や保険料・保険証に関するお問合せについては、
平成３０年４月以降も、お住まいの市町村窓口へおたずねください。

北海道

新たな国保制度に関するご意見・ご質問については、
北海道保健福祉部健康安全局国保医療課へお問い合わせください
〒060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号：（011）204-5244（直通）
E-mail：hofuku.kokuhounei@pref.hokkaido.lg.jp